

患者様の権利と責務

いずみ耳鼻咽喉科クリニックにおける「患者様の権利に関する宣言」

責任者：院長 和泉憲政

患者様は医療の中心であるとともに、人としての尊厳を有し、適切で公平な医療を受ける権利があります。安心できる医療を、患者様と職員とが相互の信頼関係に基づき、協働してつくり上げていくものであると考えています。

私たちは、患者様の権利を尊重した医療を提供いたします。よりよい医療を提供することを目標に、患者様の権利と守っていただきたい責務に関する宣言をあげます。

これは、リスボン宣言およびヘルシンキ宣言とその改訂に準じて作成されたものです。

患者様の権利

1. 個人として尊重され、良質な医療を公平に受ける権利

患者様はだれでも、差別を受けることなく、一人の人間として尊重され、最善の医療を公平に受ける権利があります。

2. 医療上の情報について知る権利

患者様は、疾病、検査結果、治療方法やその危険性などについて、理解しやすい言葉や方法で納得できるまで十分な説明と情報の提供を受ける権利があります。

3. 自らの意思で選択・決定する権利

患者様はだれでも、十分な説明を受けた後、治療方法を自分の意思で選択し、治療を受ける権利と又は望まない治療を拒否する権利があります。そのため、患者様は、病院や医師を自由に選択し、また他の医師の意見(セカンドオピニオン)を求める権利があります。

4. 機密保持に関する権利

患者様は、診療過程で得られた個人情報やプライバシーについて保障される権利があります。

5. 健康教育を受ける権利

患者様は、健康の増進と病気の予防を自己にて行うために、必要な健康教育を受ける権利があります。

6. 尊厳を保つ権利

患者様は、一人の人として、その尊厳・人格・価値観などが、常に尊重される権利があります。

患者様の責務（患者様にお守りいただくこと）

1. 正確な情報を提供するとともに、疾病や医療を十分理解する責務

患者様には、医療提供者が的確な判断を行えるよう、自らの健康に関する情報をできる限り正確に医療提供者に伝える責務があります。また、納得できるまで質問をするなどして自らの疾病や医療について十分理解する責務があります。

2. 医療に積極的に取り組む責務

患者様には、診断と治療の決定に参加し、同意した治療方針に意欲を持って取り組む責務があります。

3. 医療環境を守る責務

患者様には、他のすべての患者様が適切な医療が受けられるように、病院の規則を守り、診療及び職員の業務に支障を与えないように配慮する責務があります。

4. 社会的ルールを守る責務

患者様には、社会的なルールを遵守し、他の患者様のプライバシーや権利を尊重し、また、医療費を適正に支払う責務があります。

いずみ耳鼻咽喉科 医療安全管理指針

1 総則

1-1 基本理念

本診療所は、患者様が安心して安全な医療を受けられる環境を整え、良質な医療を提供することを通じて、地域社会に貢献することを目的としている。この目的を達成するため、和泉憲政院長のリーダーシップのもとに、全職員が一丸となって、医療安全に対する意識を高めるとともに、個人と組織の両面から事故を未然に回避しうる能力を強固なものにすることが必要である。これらの取り組みを明確なものとし、本診療所における医療の安全管理、医療事故防止の徹底を図るため、ここにいずみ耳鼻咽喉科クリニックの医療安全管理指針を定める。

1-2 用語の定義

本指針で使用する主な用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 医療事故

診療の過程において患者に発生した望ましくない事象
医療提供者の過失の有無は問わず、不可抗力と思われる事象も含む

(2) 職員

本診療所に勤務する医師、看護師、事務職員等あらゆる職種を含む

2 報告等にもとづく医療に係る安全確保を目的とした改善方策

(1) 報告にもとづく情報収集

医療事故および事故になりかけた事例を検討し、本院の医療の質の改善と、事故の未然防止・再発防止に資する対策を策定するのに必要な情報を収集するために、すべての職員は以下の要領にしたがい、医療事故等の報告を行うものとする。

① 職員からの報告等

職員は、次のいずれかに該当する状況に遭遇した場合には、報告書式に定める書面により、速やかに報告するものとする。報告は、診療録、看護記録等に基づき作成する。

(ア) 医療事故

⇒医療側の過失の有無を問わず、患者に望ましくない事象が発生した場合は、発生後直ちに院長へ報告する。

(イ) 医療事故には至らなかったが、発見、対応等が遅れれば患者に有害な影響を与えたと考えられる事例

⇒速やかに院長へ報告する。

(ウ) その他、日常診療のなかで危険と思われる状況

⇒適宜、院長へ報告する。

② 報告された情報の取り扱い

院長、その他の管理的地位にある者は、報告を行った職員に対して、これを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。

(2) 報告内容に基づく改善策の検討

院長は、前項にもとづいて収集された情報を、本院の医療の質の改善に資するよう、以下の目的に活用するものとする。

- ① すでに発生した医療事故あるいは事故になりかけた事例を検討し、その再発防止対策、あるいは事故予防対策を策定し、職員に周知すること
- ② 上記①で策定した事故防止対策が、各部門で確実に実施され、事故防止、医療の質の改善に効果を上げているかを評価すること

3 安全管理のための指針・マニュアルの作成

院長は本指針の運用後、多くの職員の積極的な参加を得て、以下に示す具体的なマニュアル等を作成し、必要に応じ見直しを図るように努める。

マニュアル等は、作成、改変のつど、全ての職員に周知する。

- (1) 院内感染対策指針・マニュアル
- (2) 医薬品安全使用マニュアル
- (3) 医療機器の保守点検・安全使用に関するマニュアル
- (4) 患者様の権利と責務に関する宣言
- (5) その他

4 医療安全管理のための研修

(1) 医療安全管理のための研修の実施

院長は、1年に2回程度、および必要に応じて、全職員を対象とした医療安全管理のための研修を実施する。職員は、研修が実施される際には、極力、受講するよう努めなくてはならない。

研修を実施した際は、その概要（開催日時、出席者、研修項目）を記録し、2年間保管する。

(2) 研修の趣旨

研修は、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等をすべての職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、本診療所全体の医療安全を向上させることを目的とする。

(3) 研修の方法

研修は、院長等の講義、診療所内での報告会、事例分析、外部講師を招聘しての講習、外部の講習会・研修会の伝達報告会または有益な文献等の抄読などの方法によって行う。

5 事故発生時の対応

(1) 救命措置の最優先

① 医療側の過失によるか否かを問わず、患者に望ましくない事象が生じた場合には、まず、院長に報告するとともに、可能な限り、本診療所の総力を結集して、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。

② 緊急時に円滑に周辺医療機関の協力を得られるよう、連携体制を日頃から確認しておく。

(2) 本診療所としての対応方針の決定

報告を受けた院長は、対応方針の決定に際し、必要に応じて関係者の意見を聴くことができる。

(3) 患者・家族・遺族への説明

院長は、事故発生後、救命措置の遂行に支障を来さない限り可及的速やかに、事故の状況、現在実施している回復措置、その見通し等について、患者本人、家族等に誠意をもって説明するものとする。患者が事故により死亡した場合には、その客観的状況を速やかに遺族に説明する。また、この説明の事実・内容等を診療記録等に記入する。

6 その他

6-1 本指針の周知

本指針の内容については、院長を通じて、全職員に周知徹底する。

6-2 本指針の見直し、改正

院長は、必要に応じ本指針の見直しを検討するものとする。

6-3 本指針の閲覧

本指針の内容を含め、職員は患者との情報の共有に努めるとともに、患者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする

また、ホームページにて、以下の閲覧ができるようにする

- ① 医療安全管理指針
- ② 患者様の権利に関する宣言

6-4 患者からの相談への対応

病状や治療方針などに関する患者からの相談に対しては、担当者を決め、誠実に対応し、担当者は必要に応じ院長等へ内容を報告する。